

道路運送車両法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十九号）の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六条第一項、第十五条第一項、第十七条、第十八条第三項（同法第六十九条の三において準用する場合を含む。）、第二十三条、第三十九条第一項、第七十二条第一項並びに第二百五条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「まつ消登録」を「永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録」に改め、同条第四項中「、前三項」を「ついて、第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二項中「永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした」とあるのは「自動車検査証が返納された」と、同項及び第三項中「検査記録事項」とあるのは「検査記録事項その他国土交通省令で定める事項」と読み替えるものとする。

第七条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 自動車登録令第六条第一項及び第四項の規定は軽自動車検査ファイルについて、前三項の規定は軽自動車検査ファイルに検査対象軽自動車に係る検査記録事項を記録する場合について準用する。この場合において、自動車登録令第六条第四項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）」と、第二項中「永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした」とあるのは「自動車検査証が返納された」と、前二項中「検査記録事項」とあるのは「検査記録事項その他国土交通省令で定める事項」と読み替えるものとする。

第七条に次の一項を加える。

6 自動車登録令第四十八条の規定は、法第六十九条の三において準用する法第十八条第三項の規定により所有者の変更について軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録を受けようとする場合について準用する。

第十条第一項第一号中「第六条第二項」の下に「、第十五条の二第三項（法第十六条第七項及び第六十九條の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第六十三条の二第一項及び第三項」を「第

六十三条の二（第三項を除く。）に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第二号中「法第十一条第三項及び第五項」の下に「、第十五条の二第四項（法第十六条第七項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五項、第十六条第三項、第五項、第六項及び第八項、第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）を、「に限る。」の下に「、第六十九条の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項」を加え、「並びに同条第二項において準用する法第五十四条第四項」を「、同条第二項において準用する法第五十四条第四項並びに第七十二条の三」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第十八条第一項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の権限 一時抹消登録の申請又は自動車検査証の返納が行われた時における当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長（法第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）の規定により当該自動車の所有者の変更が自動車登録ファイル（二輪の小型自動車にあつては、二輪自動車検査ファイル）に記録された場合にあつては、新所有者の住所地を管轄する地方運輸局長）第十条第二項に次の一号を加える。

四 前項第三号の規定により地方運輸局長に委任された権限 一時抹消登録の申請又は自動車検査証の返納が行われた時における当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（法第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）の規定により当該自動車の所有者の変更が自動車登録ファイル（二輪の小型自動車にあつては、二輪自動車検査ファイル）に記録された場合にあつては、新所有者の住所地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）

（自動車登録令の一部改正）

第二条 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録手続」を「登録等の手続」に、「自動車の登録」を「自動車の登録等」に改める。

第一条中「道路運送車両法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を加え、「自動車の登録」を「自動車の登録等」に改め、「自動車抵当法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十七号）」を加える。

第六条第二項中「有すべきもの」の下に「及び道路運送車両法第十五条の二第一項ただし書の届出に関する事項その他の国土交通省令で定める事項」を加え、同条第三項中「その他自動車に関する登録に係る登録事項で国土交通省令で定めるもの」を「並びに道路運送車両法第十六条第三項及び第五項本文の届出

に関する事項その他の国土交通省令で定める事項」に改める。

第七条第一項中「登録に」を「登録等（登録並びに前条第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項の記録その他の自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置をいう。以下同じ。）に」に改め、同条第二項中「登録に」を「登録等に」に改める。

第七条の二の見出しを「（登録等事項の略号化）」に改め、同条中「登録事項」を「登録等に関する事項（以下「登録等事項」という。）」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「登録事項」を「登録等事項」に改める。

「第三章 登録手続」を「第三章 登録等の手続」に改める。

第十一条中「及びまづ消登録」を「、永久抹消登録、輸出抹消仮登録及び一時抹消登録」に改める。

第二十四条中「登録」を「登録等」に改める。

第三十六条の二の見出し中「登録の」を「登録等の」に改め、同条第一項中「登録事項」を「登録等事項」に、「登録の」を「登録等の」に改め、同条第二項中「登録の」を「登録等の」に改め、同条第三項中「登録名義人」の下に「（一時抹消登録を受けた自動車にあつては、当該一時抹消登録の申請が行われ

た時における当該自動車の所有者又は道路運送車両法第十八条第三項の規定により当該自動車の新所有者として記録を受けた者）」を加え、「登録の」を「登録等の」に改め、同条第四項中「登録」を「登録等」に改め、同条第六項中「登録の」を「登録等の」に、「登録は」を「登録等は」に改める。

第三十七条第一項中「登録の申請」を「登録等の申請又は届出」に改める。

第三十八条中「登録」を「登録等」に改める。

「第二節 自動車の登録」を「第二節 自動車の登録等」に改める。

第四十六条を次のように改める。

（解体報告記録）

第四十六条 道路運送車両法第十五条第一項の政令で定める記録は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八十一条第九項の規定により解体業者（同法による解体業者をいう。以下同じ。）が解体自動車全部利用者（同法による解体自動車全部利用者をいう。以下同じ。）を引き渡したとき（当該解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該解体自動車の運

搬を受託した者に当該解体自動車を引き渡したとき）、又は同条第十項の規定により破砕業者（同法による破砕業者をいう。）が解体業者から解体自動車を引き取ったときにおける情報管理センターに対する報告の記録とする。

第四十七条を削る。

第四十八条の見出しを「（**抵当自動車の輸出抹消仮登録等**）」に改め、同条第一項中「道路運送車両法第十六条第一項の規定による抹消登録」を「**輸出抹消仮登録又は一時抹消登録**」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「抹消登録」を「**輸出抹消仮登録又は一時抹消登録**」に改め、同条を第四十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（一時抹消登録後の所有者の変更に係る記録の申請）

第四十八条 道路運送車両法第十八条第三項の規定により所有者の変更について自動車登録ファイルに記録を受けようとする新所有者は、申請書に、当該自動車の所有権を証明するに足る書面その他の国土交通省令で定める書面を添えて提出しなければならない。

2 前項の申請書の様式及び記載方法は、国土交通省令で定める。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正)

第三条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令(昭和二十二年政令第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一号中「第十五条第一項又は第十六条第一項に規定する抹消登録」を「第十五条に規定する永久抹消登録又は同法第十六条第二項に規定する一時抹消登録」に改める。

(建設機械抵当法施行令の一部改正)

第四条 建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び附則第六項中「第十五条又は第十六条の規定による抹消登録」を「第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録」に改める。

(沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第五条 沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「の規定によりまづ消登録」を「第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同条第五項若しくは同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録」に改める。

附 則

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条本文の規定の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

理由

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用済自動車の解体を事由とする永久抹消登録に係る手続、自動車の一時抹消登録後の所有者の変更に係る自動車登録ファイルへの記録の申請の手続等を具体的に定めるとともに、これらの手続に関する国土交通大臣の権限を地方運輸局長等に委任する等の必要があるからである。